

議案第四百四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

平成二年十二月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年拾月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」の下に「（以下「法」とい）を加える。

第五条第三号中「著しく低額、又は高額である場合」を「補償基礎額として公正を欠くと認められる場合」に改める。

第五条の二を次のように改める。

第五条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に依じて町長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の町長が定める額は、法第二条第十一項の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第五条の二の次に次の一条を加える。

第五条の三 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第五条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて町長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を越えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の町長が定める額は、法第二条第十三項の規定により自治大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第十六条並びに附則第二条の二第三項及び第二条の三第四項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第三条第四項中「第十四条」の下に「又は次条」を加え、同条第五項中「地方公務員災害補償法」を「法」に改める。

附則第四条中「得た金額」の下に「（第十四条第一項第二号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）」を加える。

附則第四条の二第一項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改める。

附則第四条の二第二項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の三の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 適用日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新条例第五条の三の規定の適用については、同条中「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは、「議会の議員その他非

常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成二年三朝町条例第 号）の適用日以後」とする。

4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十二年三朝町条例第二十三号）附則第四項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同項の規定を適用する場合には、同項中「新条例第五条の二第二項第二号の町長が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」とあるのは、「当該施行後補償年金に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成二年三朝町条例第 号）による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢に応じて町長が最高限度額として定める額」と、「施行後補償年金に係る同項に規定する年金補償基礎額」とあるのは、「施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる補償基礎額」と、同条例附則第五項中「前項」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成二年三朝町条例第 号）附則第四項の規定により読み替えられた前項」とする。

（規則への委任）

5 附則第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。